

名古屋市公報	令和元年 9月11日 第19号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋市下志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第244号)	3
○ 土地地区画整理に伴う町の区域の変更	(市経・住民課) (第245号)	4
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第246号)	7
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第247号)	9
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第248号)	11
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第249号)	13
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第250号)	15
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課) (第251号)	17
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第252号)	18
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第253号)	20
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第254号)	22
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第255号)	23
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第256号)	25
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課) (第257号)	26
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第258号)	27
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第7号)	29
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則	(第4号)	31
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	33

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則（第 4号）

1 改正及び廃止内容

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部改正に伴い、名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5号）を改正し、名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）を廃止します。

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

名古屋市告示第 244 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和元年 9 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和元年 9 月 3 日から同月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 245 号

土地区画整理に伴う町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、令和元年10月 5 日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 9 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を変更する町の名称及びその区域

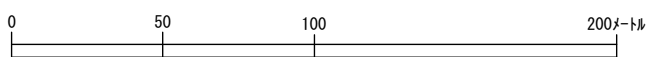
- 1 名称
 徳重三丁目
- 2 区域
 別図第 2 のとおり

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

別図第1



1 : 2,500

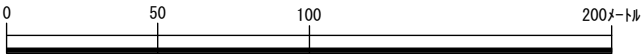


凡	例
実施区域	———
町界	———
字界	-----
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 2,500



凡 例	
実施区域	——
町 界	----
区、町 名	太 字
施設名称	細 字

名古屋市告示第 246号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を令和元年 9月 4日から同月17日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和元年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 平針黒石第二地区計画

2 位置及び区域

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石の一部
(別図のとおり)

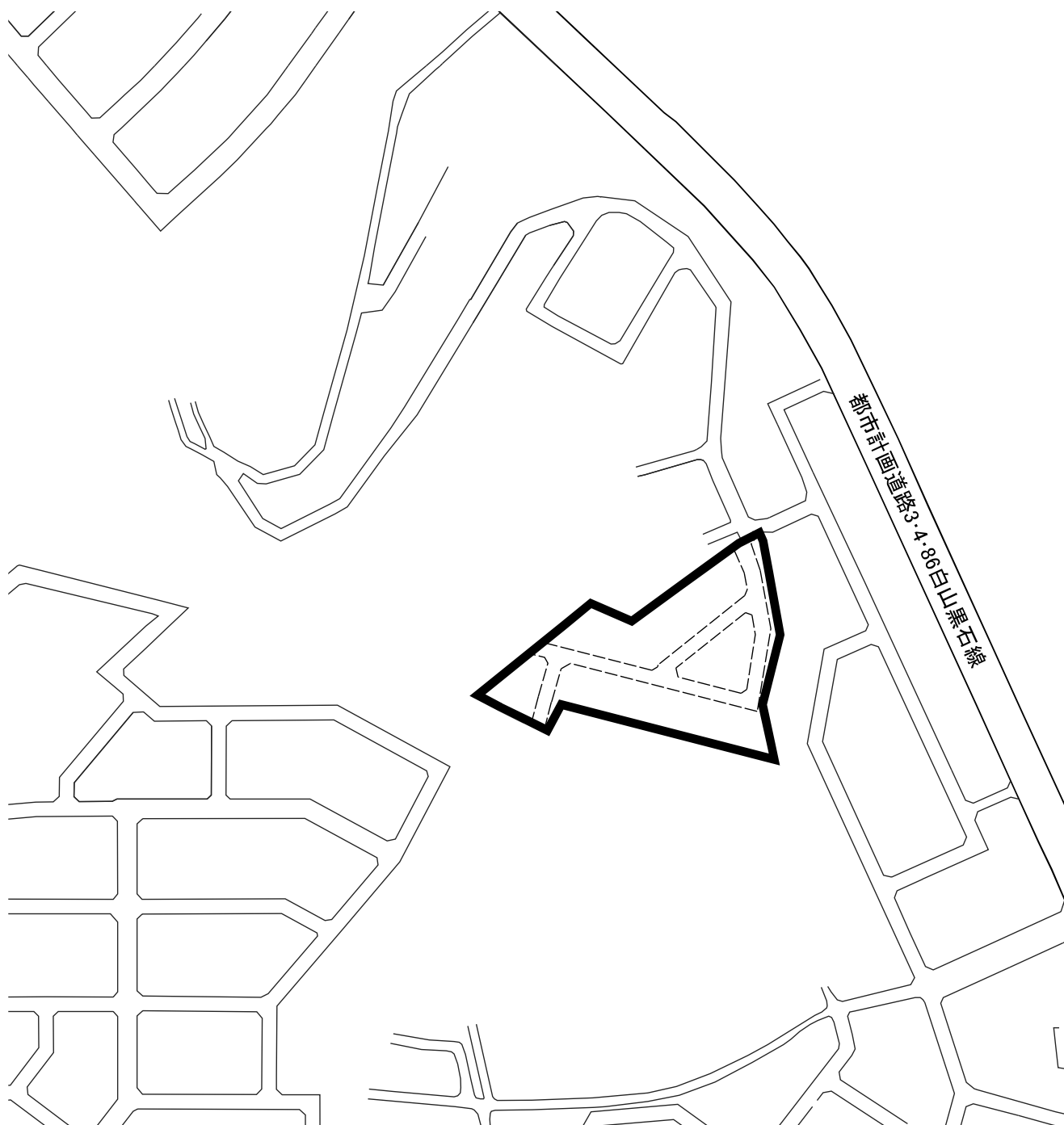
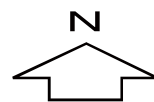
3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1/2,500



地区計画区域

名古屋市告示第 247号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を令和元年 9月 4日から同月17日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和元年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 牛島南地区計画

2 位置及び区域

名古屋市西区牛島町並びに中村区牛島町及び名駅一丁目の各一部
（別図のとおり）

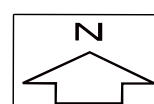
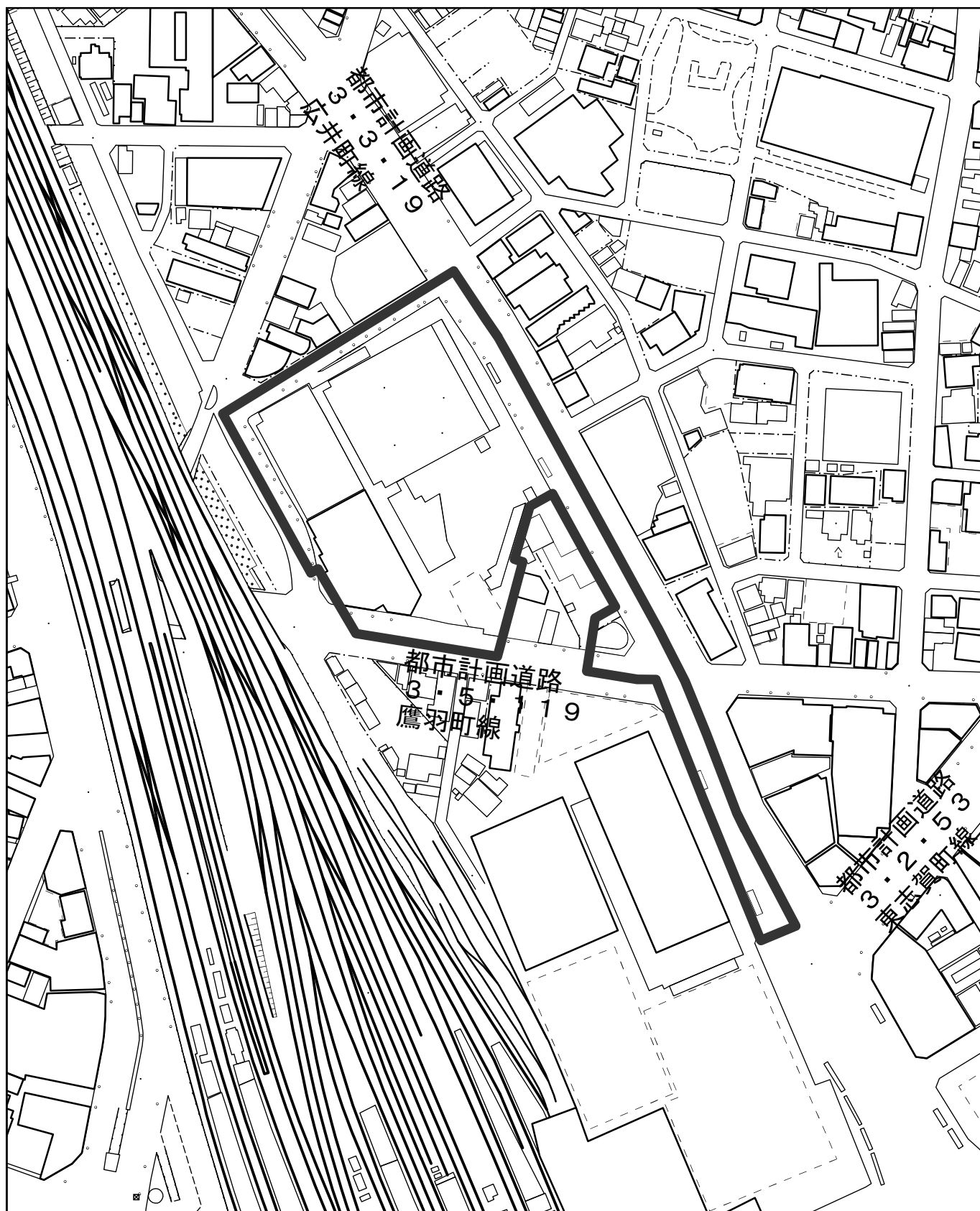
3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1 / 2, 500



名古屋市告示第 248号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を令和元年 9月 4日から同月17日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和元年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大井町地区計画

2 位置及び区域

名古屋市中区大井町の一部

（別図のとおり）

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

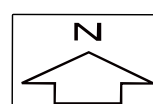
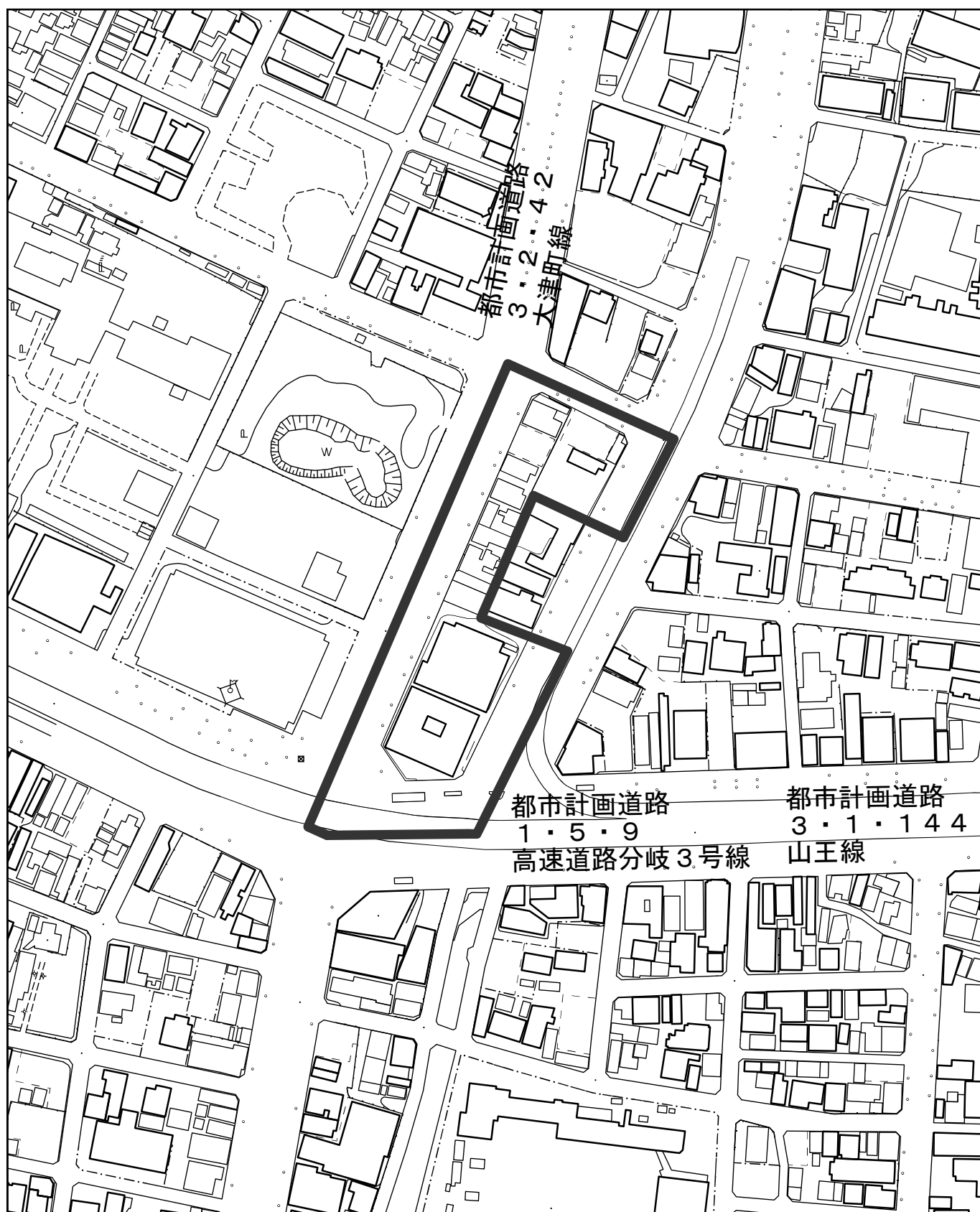
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1 / 2, 500



名古屋市告示第 249号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を令和元年 9月 4日から同月17日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和元年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 徳重駅周辺地区計画

2 位置及び区域

名古屋市緑区元徳重 1丁目の一部
(別図のとおり)

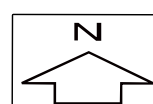
3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1 / 2, 500



名古屋市告示第 250号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を令和元年 9月 4日から同月17日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和元年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 位置及び区域

名古屋市中区錦二丁目の一部
(別図のとおり)

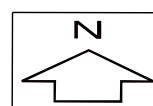
3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1 / 2, 500



名古屋市告示第251号

名古屋市議会定例会の招集について

令和元年9月10日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和元年9月3日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 252号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の 指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定します。

また、同法第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第 58条第 5項第12号に該当します。

令和元年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 要措置区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区船見町 1番42の一部

(2) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

四塩化炭素

シスー・二ージクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

2 形質変更時要届出区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区船見町 1番42の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 253号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「措置管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和元年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 措置管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区東築地町 1番 5の一部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

盛土

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区東築地町 1番 5の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第254号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定地区の名称

梅森坂第一地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂二丁目1013番1	令和元年8月6日
名古屋市名東区梅森坂二丁目1015番1	令和元年8月6日
名古屋市名東区梅森坂二丁目1016番	令和元年8月6日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 255号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

綱島 慶人

知多郡南知多町大井矢廻間42番地 1 エバーシャイン山本 103

2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

(1) 見田 豊子 名古屋市港区六軒屋1204番地

(2) 石黒 克己 名古屋市港区福屋一丁目 109番地

(3) 竹川 亮三 海部郡蟹江町舟入四丁目 174番地

(4) 佐藤 晃 名古屋市港区福前一丁目 313番地

3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積(m ²)	利用権の設定を行う者
福前二丁目	255番	畑	816.00	見田 豊子
福前二丁目	256番	畑	341.00	石黒 克己
福前二丁目	257番	畑	510.00	竹川 亮三
福前二丁目	258番	畑	644.00	佐藤 晃

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権

(2) 内容 畑として利用

(3) 存続期間 令和元年10月 1日から令和 4年 9月30日まで

- (4) 借賃の支払方法 現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
32,031.00平方メートル
- (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 300日、農業従事者： 1人
- (3) 農機具の保有状況
トラクター： 1、乗用管理機： 1、ホイールローダー： 1
管理機： 2、ダイコン洗い機： 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 256号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和元年 9月13日及び同月14日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 257号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開します。

令和元年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 期日

令和元年11月 3日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第258号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

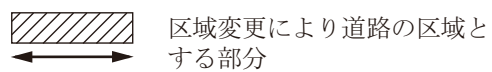
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	元桜田白雲町線	名古屋市南区白雲町74番地 先から	前	0.021	7.27	附 図 交差部の拡幅
			名古屋市南区白雲町74番の 2 地先まで	後	0.021	7.27	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



名古屋市選挙管理委員会告示第7号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和元年9月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,623 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

335,141 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,409 人	熱 田 区	18,206 人
東 区	21,747 人	中 川 区	60,432 人
北 区	45,594 人	港 区	38,968 人
西 区	40,840 人	南 区	37,902 人
中 村 区	37,679 人	守 山 区	47,058 人
中 区	23,466 人	緑 区	66,381 人
昭 和 区	28,353 人	名 東 区	43,678 人
瑞 穂 区	29,820 人	天 白 区	43,513 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

313,521 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則

(名古屋市立幼稚園園則の一部改正)

第 1 条 名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 授業料（第15条―第19条）」を「第 6 章 削除」に改める。

第 6 章を次のように改める。

第 6 章 削除

第15条から第19条まで 削除

(名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の廃止)

第 2 条 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による廃止前の名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の規定によるこの規則の施行の日の属する月の前月までの月分の授業料の減免の取消し及び追徴については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー新守山店

名古屋市守山区瀬古東二丁目1101番 外 1筆

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	2箇所	3箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和元年10月21日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

令和元年 8月 8日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 9月 4日から令和 2年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 1月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課